

平成 2 3 年 3 月 4 日 開会
平成 2 3 年 3 月 2 2 日 閉会

平成 2 3 年

第 1 回 定例会 会議録
(第 4 日 3 月 2 2 日)

小 豆 島 町 議 会

平成23年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第4号)

平成23年3月22日(火)午前9時30分開議

- 第1 議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第19号、議案第20号及び発議第1号
に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第7号、議案第9号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、
議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号及び議案第22号に対する教育
民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、
議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、
議案第20号、議案第21号、議案第22号及び発議第1号に対する討論及び採決
- 第4 議案第23号 小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例につい
て (町長提出)
- 第5 議案第24号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算(第7号) (町長提
出)
- 第6 議案第25号 平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) (町長提
出)
- 第7 議案第26号 平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
(町長提出)
- 第8 議案第27号 平成22年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号) (町長提
出)
- 第9 議案第28号 平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
(町長提出)
- 第10 議案第29号 平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算(第2号)
(町長提出)
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開議 午前9時30分

議長（秋長正幸君） 皆さんおはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からお疲れのところをお集まりくださいますありがとうございます。

本日は3月7日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告及び追加議案として条例改正、補正予算が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月18日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員からの出納例月検査執行状況報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託されたすべての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託されたすべての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第19号、議案第20号  
及び発議第1号に対する総務建設常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） 日程第1、議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第19号、議案第20号及び発議第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成23年3月22日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月7日付託された議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成23年3月8日、10日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第8号小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第11号小豆島町道路線の認定について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算（総務建設常任委員会所管分）。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

全般。

公の施設等の名称を、住民生活の面からも観光客への対応のためにも、十分に周知されたい。

(4) 議案第19号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第20号平成23年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 発議第1号環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に慎重な対応を求める意見書。

原案どおり可決すべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第8号小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例についてから発議第1号環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に慎重な対応を求める意見書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。8番安井議員。

8番（安井信之君） 議案第12号の64ページのところなんですけれど、いろんな会に参加する中で、免許証の返納の人に対しての補助がありますけど、免許をずっとらん人に対しての補助はどうなっとんやというふうなことを聞きます。質疑の中で、そういうふうな部分が余り出なかったんかなあとと思いますが、行政のほうとしてはその辺はどういうふうを考えていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 委員会では、返納する人に対しての審査はありましたが、そういう意見もありましたが、この案件に対しての直接の質問ではないので、ちょっと返答に困ります、はっきり言うて。そういうことは、また町のほうにお聞きをお願いします。

議長（秋長正幸君） 委員長報告の経過については、審査の経過と結果に対する疑義がある場合ということで質問をしていただくということでございまして、また細部については執行部からの今日は返答をする必要がないと思いますので、それでよければ8番安井議員、よろしいですか。

8番（安井信之君） これで決議と、予算決議というふうな形になりますんで、その辺行政のほうの考え方いうんをお伺いしとかんかったらいかん部分かなと思いますけど、委員会なりの報告、質疑ですから、ちょっと場違いな質問やったと思いますが、行政のほうの考え方いうのを聞かせてもらえたらなと思っております。

議長（秋長正幸君） 一応、8番安井議員の件につきましては、今日の本会議の中ではこれとどめていただき、次の機会で何か、そういうことでひとつ対応願いたいと。できれば個人の質疑については、一般質問等々でお願いしたいなと思います。ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第7号、議案第9号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号及び議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） それでは、日程第2、議案第7号、議案第9号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号及び議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の査報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺慧君） 平成23年3月22日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。
教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月7日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成23年3月9日、15日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第7号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第9号小豆島町芸術文化のまちづくり条例について。

原案どおり可決するものと決定した。

(3)議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算（教育民生常任委員会所管分）。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

全般。

在宅福祉を改革する取り組みにおいて、十分な話し合いにより住民の意識を高め、地域力による共助を進めてもらいたい。そのための拠点施設であり、協働のまちづくりの場である公民館のあり方を検討されたい。

住民福祉課。

保健・医療・福祉関係職修学資金貸付制度の拡充による若者の定住を図るために、島全体での運用を目指し、土庄町とも協議されたい。

(4)議案第13号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第14号平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第15号平成23年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7)議案第16号平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8)議案第17号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9)議案第18号平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10)議案第21号平成23年度小豆島町病院事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(11)議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決するものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第7号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてから議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算に対する委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号及び発議第1号に対する討論及び採決

議長（秋長正幸君） それでは、日程第3、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第11号から議案第22号及び発議第1号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第7号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第8号小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第9号小豆島町芸術文化のまちづくり条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第11号小豆島町道路線の認定について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

11番（村上久美君） 2011年度、平成23年度の一般会計予算反対討論を行います。

2011年度一般会計予算は、新町長による本格的予算の執行年度として、住民の切実な願いであった病児・病後児保育事業が予算計上、池田中学校耐震補強改修事業、児童虐待対策関連、医療福祉関連の新たな事業が予算計上されていることは、歓迎いたします。

しかし、人権対策における同和対策事業で、特定団体への補助金、隣保館運営費補助事業は廃止や見直しをすべきです。運営や補助において、他の団体と格段の差をつける事業は、住民の納得は得られません。香川県では、来年度特定団体に対する補助金は廃止するとしています。本町においても、これに倣うべきです。教育費の扶助費は一般対策にすべきです。保護者の切実な願いである、子供の医療費無料化年齢引き上げは、香川県の施策によって来年度から6歳未満から就学前までに対象年齢が拡大されましたが、町政ではせめて町単独事業によって小学校卒業まで対象年齢の拡大をすべきではないですか。

また、地域経済が疲弊している中、地域経済の活性化を図る上で有益な住宅リフォーム助成事業を提案しました。この事業は、さまざまな業種がかかわる仕事起こしであり、その効果は10倍、20倍で既に実施している200近い自治体では証明済みです。残念ながら、来年度予算ではこの事業は予算化されておらず、町内の業者の願いと期待にこたえていません。片や内海ダム再開費は、事業出資金として3,520万円の計上がされ、累計では約1億3千万円も一般会計から拠出されています。ダム再開費関連事業を合算すれば、膨大な額となります。町は財政難と認めながら、起債と一般財源によって税金が投入され、さらに町財政の硬直化が進むことは必至ではないですか。さらに、急速に進むとされる人口減少によって、子や孫たちへの負担は多大なものと考えます。内海ダム再開及び関連事業は見直すべきです。大型公共事業や同和対策事業などはやめ、暮らしを支えている地元業者や住民のための地域経済の活性化を図ること、医療福祉の充実に振り向けるべきです。以上のことから、平成23年度、2011年度の一般会計予算に対する反対討論といたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番森口議員。

1番（森口久士君） 私は、議案第12号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

内海ダム再開事業については、ダム本体事業が本格的に実施されている現在、その周辺地域とダムとの一体的な整備が求められており、周辺住民の利活用を含め、適正な環境

整備を行うものであり、ぜひ必要な事業と判断されます。

同和問題に関する予算については、これまでも地区住民の自主、自立を図るためのさまざまな施策を実施してきたところですが、完全な部落差別の解消には至っておらず、まだまだ憂慮すべき状況にあります。一日も早い部落差別の解消には、対象地区の低位な実態からの脱却が重要な課題であり、そのためには地域の外からの働きかけでなく、地区住民の中から生まれる部落差別解消に向けた主体的、自主的な取り組みを支援することも問題解決の大きな力になると考えます。

以上のようなことに加え、平成23年度予算については、本町の課題を的確にとらえ、その解決に向けての施策、事業が十分に検討されたものと考えます。また、事業の優先順位についても十分な考慮がなされています。よって、これに即して編成された平成23年度一般会計予算に賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第13号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、平成23年度国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

予算案では、基金から1億9,409万4千円を繰り入れておりますけれども、国保税の引き下げはなされておられません。21年度末時点で6億8千万円余りの基金がありました。これは、国保加入1世帯当たりの基金保有額が23万1,464円と、県の自治体平均の7倍以上で県下で一番多い基金があったこととなります。私は、この基金をさらに繰り入れて、と

り過ぎた保険税を町民に返し、保険料を引き下げるべきだと考えます。また、滞納者に対する保険証を取り上げ、資格者証発行も問題です。全国では、経済的な理由によって医者にかかれなかったり、受診がおくれたりしたために死亡に至る悲惨な事例がふえ続けています。住民の命と健康を奪う資格者証発行はやめ、払える保険税にすべきだと考えます。以上のことから、この予算に反対をいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。7番新名議員。

7番（新名教男君） 私は、賛成の立場で意見を述べます。

ほかごとになります。自助、共助というのが、公助を減らすための方策であるという考えるような党もあるようですが、東北地方の災害の報道を見ておられますと、日本人のすばらしい自助、共助というのは崇高な考え方で、世界の人たちが驚嘆をしております。余り関係がございませんが。

国民健康保険のこの運営につきましては、国、県などの支出金と被保険者の方々の負担の善意によって財源としております。保険税は重要な財源となっております。その保険料の未納は、これは日本人としての義務を怠っておるということにもなりかねません。また、保険税率ですが、国民健康保険事業特別会計の単年度収支は赤字ということも聞いております。その赤字を補てんし、現状の保険税の上昇を抑えるためにも、財政基金等の取り崩しも行っております。このようなことから、現行の保険税率の維持は必要なものであると考えております。ゆえに、この議案第13号に賛成いたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号平成23年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

11番（村上久美君） 2011年度、平成23年度の後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論をします。

後期高齢者医療制度は、わずかな年金を糧にしている高齢者を75歳で線引きし、別の医療制度に加入させ新たに保険料を徴収し、年金から介護保険料と合わせて天引きし、その上治療や健診の制限や廃止を設けるなど、健康と命を脅かす制度です。今もって、このような医療制度に対する不満や嘆きの声があります。安心して医療が受けられる制度にする必要があります。以上のことから、反対討論といたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番安井議員。

8番（安井信之君） 私は、議案第15号に対して賛成の立場で意見を述べたいと思います。

後期高齢者医療制度が始めるということは、それぞれの保険、国保なり他の保険なりに高齢者の負担が重くのしかかって、全体の保険制度自体がつぶれてしまうということから始まったと思います。その中で、毎年1兆2千億円ぐらい医療費が伸びている中、後期高齢者医療の20年度、21年度の伸びは6,500億円というふうに、半分以上をその人たちが占めております。その人たちの医療を守るために、この制度が有効だと思っておりますので、私は賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成23年度小豆島町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第20号平成23年度小豆島町水道事業会計予算に反対をいたします。

反対地権者の土地を強制収用までして進めている内海ダム再開発事業は、治水、利水ともに必要性はないものと考えます。内海ダム再開発費1億1,612万7千円を初め、企業債や関連工事費などが計上されていることから反対をいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 私は、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

内海ダム再開発事業につきましては、昨年2月より本格的に工事が行われております。内海ダム再開発事業は、治水、利水上、極めて重要な事業であります。また、町民や産業界からの強い要望も受け、国の事業認定を経て予算もつき、適切に進めているものであり、収用採決により事業用地のすべての所有権が県や町に移転しております。

現在は、本体コンクリート打設が行われており、香川県は予定どおり平成25年度中の完

成を目指し、工事を着実に進めていると聞いております。多くの町民も新しいダム of 早期完成を待ち望んでおり、内海ダム再開発事業は最も優先される事業と判断されますので、本予算案に賛成いたします。以上。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号平成23年度小豆島町病院事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次、発議第1号環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に慎重な対応を求める意見書について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第1号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第23号 小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例 について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第23号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第23号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、サン・オリーブの一部をトレーニングルームに改修したことに伴い、新たに利用料金を設定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 追加上程議案集の1ページをお願いいたします。

議案第23号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、サン・オリーブの休憩室の一部を改修し、トレーニングルームの利用者の利便性の向上及び利用者の増加を図るためのもので、工事が完了しましたことに伴います使用料の一部改正でございます。改正前のアンダーライン部分を、改正後にトレーニングルームをこれまでのAと新たなBに分け、他の施設との関連も踏まえまし

て、Bを占有で使用する場合には、あらかじめ予約をいただくこととなりますが、1時間当たり500円としようとするものであります。

なお、適用は4月1日からとし、3月中は試行期間として、これまでどおり一人につき1回200円に対応してまいりたいと考えております。

また、占有していない時間帯につきましては、当初の200円料金のままで準備運動などに使用していただくことになっております。周知につきましては、公園だよりで、また各種団体等に個別でお知らせをする予定にいたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 非常にありがたい施設だと思うんですが、何人利用しているかだけちょっと聞きたいと思います。どのくらい利用しているか。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 現在、トレーニングルームの利用ですが、1月末現在で言いますと126人増、4.1%ということでございます。大体年間の利用数ですが、平成21年度3,703人となっております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。8番安井議員。

8番（安井信之君） 占有しとる場合は、そのトレーニングルームBいうんは一般の方は入れないというふうなことなんですか。それとも、スペースがあればそこでウォーミングアップ的な部分は、ほかのところでできるところがあるというふうに認識しとったらいんですか。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 現在、サン・オリーブのほうですが、ホールの手前の会議室に鏡がございます。日本舞踊であるとか、そういう形でお一人で使われる方が現在おられます。したがって、占有で使用される場合には、1時間当たりということで、その間はトレーニングルーム利用の方はご遠慮いただくような形になるかと思っております。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 私が聞きよんは、トレーニングをするに当たって、準備運動などが必要な部分があると思うんで、そういう方のウォーミングアップする場所が、ほかには確保できるのかというふうなことを聞いておるんで、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 現在、トレーニングルームを利用する場合、器材が大変密集しております。現在のところ、一番奥のほうのスペースを使って準備運動といいますか、ストレッチとかをやっている状況でございます。トレーニングルームの利用者、利便向上ということで、今回一部改修して開放することになっておりますが、そこに関しては自由に使っていただくようになるかと思えます。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） そういうことで、その利用者が混雑してそういうのが利用できないという場合は生じんと考えとったらいいんですか。ウォーミングアップする場所が、器具がようけあるから広げんといかんという形で今回広げたと思えますんで、その辺の利用者の方が準備運動などをする場所の確保内で広いところがあると思うんで、そこが占用された場合、ほかのところでもそういうふうな準備運動なりができるんかなと、一遍に集まってきたときにそういうような準備運動をするところがあるんかなというのを聞きたいんですが、その辺はできるんですかと。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 今回のスペースにつきましては、やはり占用ということですので、ほかのフロア部分でちょっとご無理を申し上げて利用していただくようになるかと思えます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 24号 平成 22年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）

日程第 6 議案第 25号 平成 22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第3号）

日程第 7 議案第 26号 平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算  
（第2号）

日程第 8 議案第 27号 平成22年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第 9 議案第 28号 平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第10 議案第 29号 平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、議案第24号平成22年度小豆島町一般会計補正予算  
（第7号）から日程第10、議案第29号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2  
号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第24号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）につ  
いて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算（第7号）で追加補正をお願いします額はマイナス1億  
3,433万9千円でございます。補正の内容といたしましては、議会費マイナス158万6千  
円、総務費マイナス1,206万9千円、民生費マイナス2,401万3千円、衛生費4,832万3千  
円、農林水産費マイナス7,064万6千円、土木費マイナス6,894万3千円、消防費マイナス  
83万7千円、教育費マイナス456万8千円となっております。加えまして、繰越明許費、  
債務負担行為補正及び地方債補正もお願いすることとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

また、議案第25号から議案第29号につきましては、特別会計及び事業会計の補正予算と  
なっております。これらにつきましても、順次担当課長から説明させますので、よろしく  
ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第5、議案第24号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第  
7号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第24号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第7  
号）についてご説明を申し上げます。

今回、提案させていただいております補正予算案は、例年年度末にお願いする事業費等  
精算にかかわる補正に加えまして、住民生活に光をそそぐ交付金の二次配分にかかわる事  
業費や、過疎対策事業債を活用したソフト事業関係予算を追加計上させていただいており  
ます。

上程議案集の3ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,433万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億3,543万3千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を6ページの第2表のように定めるものでございます。

第3条は、債務負担行為、また第4条は地方債の補正でございます。7ページの第3表、第4表のように定めるものでございます。

6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

今回の繰り越しにつきましては、国の補正予算で措置された交付金を活用したものが大部分を占めております。事業名の末尾に括弧書きで記載しておりますとおり、国の1次補正関係の住民生活に光をそそぐ交付金、またきめ細かな交付金にかかわるもの、また活力創出基盤整備総合交付金事業にかかわるものにつきましては実施機関も短く、年度内完了が困難なことから繰り越しをするものであり、事業ごとの説明は省略をさせていただきます。

次に、2款総務費、1項総務管理費の無線システム普及支援事業でございます。これにつきましては、さきの12月議会で補正をお願いいたしましたが、基本計画の策定及び各種の申請に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

同じく、4款衛生費、3項水道費の内海ダム再開発事業出資金につきましては、内海ダム再開発事業の用地取得において、収用対象地の収用委員会手続などに不測の日数を要したため、つけかえ道路建設工事の着手が遅延したことにより、県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行うものでございます。

次に、8款土木費、6項都市計画費の植松都市下水路整備事業でございます。こちらは、工事施工に伴い発生する騒音、振動、通行規制等について、地域地元の住民の皆様との協議に不測の日数を要しまして、年度内発注が見込めなくなったため、繰り越しを行うものでございます。

続いて、7ページをごらんいただけたらと思います。

第3表、債務負担行為補正でございます。

こちらは、資金繰りに窮しております。中小漁業者の維持増進と振興を支援することを

目的といたしまして、国の緊急経済対策であります漁業緊急保障対策事業が実施され、本県においても県並びに関係団体の利子補給を伴った、漁業者緊急支援融資が創設されたことを受けまして、本町においても県とあわせて利子補給金を交付するもので、償還期限の平成32年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第4表地方債補正をごらんください。上側の表に記載しておりますように、過疎対策事業債を活用いたしまして、医師確保対策を推進するため、新たに地方債を発行しようとするものでございます。また、下側の表に記載しておりますように、それぞれの事業について事業費または負担金の確定見込み及び起債対象経費の精算等により、借入限度額を補正後のように変更するものでございます。

また、一番下の臨時財政対策債につきましては、今回の補正後の一般財源所要額にあわせまして、起債限度額を減額しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金から14款国庫支出金、2項5目1節総務費補助金の説明欄1までは、事業費確定見込みに伴う歳入の増額及び減額でございます。

次に、5目1節総務費補助金のうち、説明欄2の住民生活に光をそそぐ交付金907万5千円につきましては、さきの1月臨時町議会で補正をさせていただきましたが、今般交付金の追加内示が国から示されましたので、既に補正させていただいております額との差額を歳入予算に計上したものでございます。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金から、1ページめくっていただきまして7ページの、2項5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、説明欄2までは、事業費確定見込みに伴う歳入の増額または減額でございます。

次に、5目1節農業費補助金、説明欄3のオリーブ生産拡大推進事業費補助金106万2千円につきましては、耕作放棄地を解消してオリーブ栽培を行う事業者に県が町を經由して補助する制度が今年度に創設され、1件が採択されたため、これを受け入れしようとするものでございます。なお、補助率は2分の1でございます。

次に、15款2項5目3節水産業費補助金から3項1目総務費委託金までは、事業費確定見込みに伴う歳入の増額または減額でございます。

16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金103万1千円につきましては、それぞれの

基金につきまして利子確定による増減の結果、トータルで増額となったものでございます。

16款2項1目1節土地建物等売払収入1,111万4千円の減額でございます。これは、中山間地域総合整備事業におきまして、当初2路線分の用地買収及び売り払いを予定しておりましたが、2路線ともに計画調整に時間を要したため、年度内の買収及び売り払いが困難となったため、減額するものでございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金567万5千円でございます。こちらは、航路維持や観光振興等に対しまして1件、500万円の、また全国高等学校女子駅伝大会出場に対しまして12件、67万5千円の寄付がございましたので、これを受け入れしようとするものでございます。

9ページ、10ページをごらんいただけたらと思います。

同じく、17款1項2目1節民生費寄付金9万9千円、3目1節病院費寄付金107万9千円、5目2節中学校費寄付金20万円でございます。こちらは、介護老人保健施設の整備に対しまして3件、10万円の、内海病院の整備に対しまして7件、108万円の、また池田中学校の全国女子駅伝出場に対し1件、10万円の寄付がございましたので、こちらを受け入れしようとするものでございます。

なお、民生費寄付金と病院費寄付金につきましては、当初予算にそれぞれ1千円を計上しておりますので、これを差し引いた額を増額補正させていただいております。

同じく、17款1項6目1節ふるさと納税寄付金132万1千円でございます。こちらは、平成20年度から開始されましたふるさと納税として26件、132万1千円の寄付がございましたので、これを受け入れしようとするものでございます。

18款繰入金、3項1目1節老人保健事業特別会計繰入金3万8千円につきましては、本年3月末に設置義務が終了することから、廃止される老人保健事業特別会計の精算のための繰り入れでございます。

次に、20款諸収入、5項1目1節集団検診徴収金132万1千円の減額、及び3節雑入309万4千円の減額でございますが、受診者数の減少、または事業費の確定見込みにより、減額しようとするものでございます。

21款町債につきましては、さきに地方債補正においてご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

なお、6款臨時財政対策債は先ほど申しましたように、今回の補正に伴う一般財源をこちらで調整をいたしております。以上、歳入の補正額合計は1億3,433万9千円の減額と

なっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

11ページ、12ページをお開き願います。

1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等から2款総務費、1項7目企画費、7節賃金までは、現在までの執行額と今後の支出見込みを勘案いたしまして、減額または増額補正するものでございます。

なお、今回の補正は、これと同様に決算見込みによる人件費の減額と、事業費の精査による減額または増額が補正に多く含まれておるところでございます。

同じく、7目企画費、25節積立金632万1千円でございます。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、航路維持や観光振興等に対する寄付500万円と、ふるさと納税として132万1千円の寄付をふるさとづくり基金に積み立て、今後寄付者の意向に沿った事業の財源として活用しようとするものでございます。

次に、2款1項8目情報管理費、19節負担金補助及び交付金から2ページほどめくっていただきまして、15ページの4項4目香川県知事選挙費、14節使用料及び賃借料までは、現在までの執行額と今後の支出見込みを勘案し、減額または増額補正するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、3節職員手当等20万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。同じく、28節繰出金23万1千円でございます。これは、国保加入世帯の収入を適正に把握するため、適用適正化整理簿作成に要する費用を特別会計に繰り出すものでございます。

なお、この目では住民生活に光をそそぐ交付金、これ以下光をそそぐ交付金と申し上げますが、この追加部分に伴い国庫支出金等の財源更正を計上いたしております。

3款1項2目老人福祉費、2節給料37万1千円、また3節職員手当20万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。同じく、28節繰出金452万8千円につきましては、高齢者専用住宅の開設の影響を初め、介護給付費の増などによるものでございます。

3款1項3目後期高齢者医療費、28節繰出金388万8千円につきましては、保険料の軽減対象者の増に伴う保険基盤安定制度繰出金の増によるものでございます。

3款1項5目障害者福祉費、20節扶助費2,518万9千円でございます。こちらは、一部の施設が旧法から新法施設に移行したことに伴いまして、訓練給付費等が増加したことによるものでございます。同じく、23節償還金利子及び割引料159万7千円につきまして

は、平成21年度において概算交付を受けておりました障害者医療費国庫負担金等を精算した結果、超過交付分を国に返納する必要が生じたものでございます。

3款2項2目児童措置費、20節扶助費5,943万2千円の減額でございます。これは、旧の児童手当につきまして、それぞれの制度が存続するものとして当初予算計上しておりましたが、子ども手当に集約された一方、公務員分を含めて計上していたことによる減でございます。

次に、3款2項4目児童福祉施設費、7節賃金から1ページめくっていただきまして、17ページの4款衛生費、2項2目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金までにつきましては、決算見込みによる人件費の減額と事業費の確定見込みによる歳出予算の減額とともに、町外保育所への入所者数の増に伴う増額となっております。

次に、4款4項1目病院費、19節負担金補助及び交付金5,942万円でございます。まず、説明欄1の病院事業会計負担金につきましては、地方交付税における算定基礎となります病床単価の改定、また算定病床数の増、感染症病床への追加算定などにより、大幅に増加となっております。また、説明欄の2から4につきましては、冒頭にもご説明いたしましたように、過疎対策事業債ソフト事業分を活用いたしまして、医師確保対策など地域医療の確保に向けた内海病院の取り組みに対し、補助金を交付するものでございます。同じく、25節積立金121万9千円でございます。こちらは、歳入でもご説明いたしました病院事業に対する本年度分の寄付に、昨年3月寄付分を加算し、内海病院事業基金に積み立てようとするものでございます。

4款5項1目介護老人保健施設費、25節積立金31万円につきましては、病院費と同様に本年度に介護老人保健施設に対する寄付がございましたので、前年3月寄付分を加算いたしまして介護老人保健施設整備基金に積み立てようとするものでございます。

6款農林水産業費、1項6目農地費から1ページめくっていただきまして、19ページの13目オリーブ生産費、15節工事請負費までは、事業費の確定見込みによる歳出予算の減額でございます。同じく、オリーブ生産費、19節負担金補助及び交付金106万2千円でございます。これは、歳入でもご説明申し上げましたように、耕作放棄地を解消してオリーブ栽培を実施する事業者に、県が町を経由して補助する制度が本年創設されまして、1件が採択されたため補正させていただくものでございます。

次に、6款3項1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金11万4千円でございます。こちら冒頭にご説明申し上げましたように、県並びに関係団体の利子補給を伴った漁業者緊急支援融資が、制度が創設されたことを受け、本町においても県とあわせて利子

補給金を交付しようとするもので、本年度分を補正計上させていただくものでございます。

6款3項4目漁場整備事業費につきましては、本年度予定いたしておりました築いそ設置工事にかかわる県補助の採択が得られず、事業実施を見送ることとしたため、事業費の全額を減額補正するものでございます。

7款商工費、1項6目オリーブ振興費につきましては、光をそそぐ交付金の追加配分に伴う財源更正でございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費、3節職員手当等から1ページめくっていただきまして、21ページの10款教育費、2項1目学校管理費、18節備品購入費までは、決算見込みによる人件費の減額と事業費の確定見込みによる歳出予算の減額でございます。

同じく、10款2項2目教育振興費、11節需用費89万3千円につきましては、スクールバスの車検時においてタイヤ交換やエアサスペンション修繕等が必要となったため、増額補正させていただくものでございます。18節備品購入費120万円につきましては、光をそそぐ交付金の追加配分があったため増額しようとするものでございます。20節扶助費220万円の減額につきましては、決算見込みによる事業費の減額でございます。

10款3項2目教育振興費、18節備品購入費80万円につきましては、小学校費と同様に光をそそぐ交付金の追加配分があったため、図書購入費を増額補正するものでございます。

23ページ、24ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金41万5千円、20節扶助費150万円の減額につきましては、決算見込みによる事業費の減額でございます。歳入でも申し上げましたが、池田中学校の全国女子駅伝出場に対し、1件10万円の寄付がございましたので、これと同額を部活動補助金として支出しようとするものでございます。

10款4項1目幼稚園費から、10款6項3目図書館費、7節賃金までにつきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

同じく、3目図書館費、11節需用費155万円と、18節備品購入費45万円につきましては、光をそそぐ交付金の追加配分があったため、増額補正させていただくものでございます。

次に、10款7項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金につきましては、1月16日に開催されました第29回全国都道府県対抗女子駅伝に、県代表として2名の小豆島高校陸上部生徒が出場したため、増額補正させていただくものでございます。

10款7項2目学校給食施設費、7節賃金30万円の減額につきましては、決算見込みによ

る人件費の減額補正でございます。以上、歳出予算の補正総額は1億3,433万9千円の減額となっております。以上で、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 8ページの歳入のところで、県の補助金です。児童福祉費補助金の説明の第3子以降の保育料免除事業費補助金146万8千円は、歳出のほうのどこところに反映されているのか、ちょっと伺います。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 村上議員の質問にお答えします。

146万3千円の充当歳出につきましては、3款2項4目児童福祉施設費に93万6千円と、10款教育費のこどもセンター、5項1目の小豆島こどもセンター費52万7千円に充当しております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） その特定財源のこどもセンターのところでは、県支出金52万7千円言われましたが、その分の説明がここにはすべてマイナスが精算によるものであって、それ以外で15、16ページのところにもそれを説明する内容がないと思うんです。ですから、歳出のほうではそれに見合うものがないと思うんですけども、ちょっと今の説明では十分理解できないんですけど。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） あくまでも、今回は財源更正も含めての話でございますので、ご理解いただけたらと思います。一般財源と特定財源の財源更正を含めての補正ということでございますので、よろしくお願いたします。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 3点お尋ねをいたします。

18ページの環境衛生費、合併処理浄化槽の補助金の減額ですけど、これは件数が減ったのかと思うんですけど、中身をお願いします。

それと、20ページ、オリーブ生産拡大推進事業費補助金、これは県の新しい制度ということですが、これも中身を、どういうところで1件あるということですが、中身を説明をお願いします。

それと、24ページ図書館費の修繕料と機械器具費が新しく出てます。この内容も説明をお願いします。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（平井俊秀君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

合併処理浄化槽でございますが、当初5人槽40基、それが補正後44基、それから7人槽が当初21基、それが補正後18基、2世帯槽になりますが、これが3基、これは変わらず3基ということで、また単独浄化槽の撤去費が14基当初見積もっておりましたが、補正後は2基ということで減額になりました。以上です。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（中塚昭仁君） オリーブ生産拡大推進事業につきましてご説明をいたします。

これは、先ほど企画財政課長がご説明したとおり、22年度新規の県の補助事業でありまして、まずは耕作放棄地解消の一環事業として、県の補助事業であります。それで、ご質問の内容ですけれども、事業主体が今高尾農園さんになっております。ですから、今の補助金関係の流れといたしましては、県から町におりてきて、そのまんま高尾農園のほうに行く補助金でございます。もう町は経由していただくということでもあります。それから、補助の内容といたしましては、苗木代の一部補助、それからかん水の施設、それから防風ネットということで、面積にいたしまして約6反、0.62ヘクタールでございます。事業費にいたしまして、町の補助金が2分の1ですので、その倍の212万4千円となっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 図書館の修繕料と機械器具等についてのご質問でございますが、これは光をそそぐ交付金の追加配分がなされたものでございまして、修繕等につきましては暗幕、ブラインド等々、建築本体に係る傷んだところも多数ございまして、また機械器具等につきましても視聴覚機器等でもう古くなったものもございまして、現時点では、具体的にこれというものはありませんけれども、年度かわりまして順次傷んでいるもの、古いものから更新してまいりたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） さっきの説明、松本課長言われたんですけども、私ちょっと腑に落ちないですね。やはり、この歳入で出てきた県の補助金が146万8千円歳入であるわけですから、それに見合うものが特定財源の中できちんと差し引きマイナスではなくて、やはりその金額そのものがそれぞれ入っていくし、ちゃんとした説明をきちんとやっていただきたいなというふうに思います。省略せずにやっていただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 県の補助金と申しますのは、当初予算計上しとった補助率また補助額と変更になる場合がございます。そういった場合で、総支出額に対して幾ら補助金を充当したかということになりますので、その場合には当初想定しておりました一般財源分を補助金を充当することがございますから、歳入同額を歳出にするとか、歳入の2倍を歳出に計上するとかでなしに、年度内のすべての事業に対する予算に対して、どういった特定財源があって、最終的に一般財源はどうなるかというような内容での補正になりますので、ご理解をいただけたらと思います。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 先ほど答弁の中で、これは22年度の補正というふうにこちらは認識しとんですけど、来年度やっていきたいというふうなことを言われとったんですけど、その辺ちょっとおかしいんじゃないのかなあと。図書館の機器内の答弁で、これは22年度の補正やと思いますが、その辺どうなんですか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） こちらも光を注ぐ交付金の充当事業でございまして、冒頭に説明申し上げましたような繰越明許費で来年度ということで多分社会教育課長が申し上げたと思います。あくまでも今年度予算で補正でございますので、今年度事業実施を目指すんでございますが、いかにも事業実施期間が短こうございますので、実質は繰り越しさせていただいて、次年度に対応したいという意味でございますので、ご理解賜れたらと思います。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 8ページのオリーブの生産拡大、これいいことだと思っています。小豆島に来たらオリーブだらけというふうに思っていると思うんで、県の予算の総額は幾らでしょうか。

それから、高尾農園という企業を聞いたんですけど、どこの場所なのか、それを聞きたいと思います。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（中塚昭仁君） 森議員のご質問ですけども、まず県のほうの全体の事業費は、今ちょっとわかっておりません、失礼いたします。それから、現場といたしましては2カ所あります。1つは室生地区、ふるさと村においていく舗装会社のプラントからふるさと村へおりにいく道の右側、それからもう一カ所はダムの上の、ダムからまだ寒霞溪

公園線より少し上側の場所であります。その2カ所であります。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 創設されたと言われましたけど、今までは県の補助はなかったんでしょうか、それだけお聞きします。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（中塚昭仁君） 22年度初めてのといいますのは、県が本格的にオリーブ栽培ということで、ご存じのように多度津町のほうにも今植えているということで、初めて県のほうが創設した事業であります。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

暫時休憩、再開は11時からとします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

議長（秋長正幸君） それでは、再開いたします。

オリーブ課長から発言の申し入れがありますので、オリーブ課長。

オリーブ課長（中塚昭仁君） 先ほどの森議員のご質問です。

県の補助金がちょうど1,500万円でございます。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第25号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第25号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案集の8ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ1,341万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,250万8千円と定めるものでございます。

それでは、補正予算説明書33ページをお開きください。

歳出の補正のほうから説明をさせていただきます。

1款の総務費でございますが、総務管理費で27万7千円、ほか徴収費で23万1千円、計50万8千円の増額補正をし、2,081万3千円とします。これは、70歳から74歳までの患者負担割合が2割から1割に凍結されたことに伴いまして、高齢受給者証の再交付とか、制度中止のためのパンフレット等の作成を行い、885名の方に対して郵送で送付しようとするものでございます。27万7千円を計上しております。

また、平成21年11月に実施されました県の国民健康保険の技術的助言によりまして、擬制世帯の国民健康保険の被保険者等につきまして、国保に適正に加入しているかどうかを抽出、調査をするように指摘があったことから、適用適正化整理簿の作成を委託するもので23万1千円を計上しております。

2款の保険給付費でございます。4,739万3千円の減額補正で、合計14億8,364万5千円といたします。主な減額の要因といたしましては、当初被保険者数を4,387名と見込んでおりましたが、決算見込みでは240名ほど減の4,146名となったことによるものでございます。

7款の共同事業拠出金は、保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超えるものに対しまして、県内市町の拠出する財源によりまして費用負担額を調整するもので、国保連合会の算出見込みによりまして12月補正を行った額よりも増となる見込みのため補正を行うもので77万3千円を計上いたしております。

8款の保険事業費でございます。470万3千円の減額補正で、4,699万5千円としております。昨年6月より特定健康診査を実施しておりますが、受診者が大幅に少なかったことから減額補正をするものです。

次に、11款の町支出金でございます。平成21年度の療養給付費等負担金、出産育児一時金補助金、高齢者医療円滑運営費補助金、特定健康診査等負担金の精算によりまして、超過交付となったことから、本年度で償還をいたします費用3,415万円を計上しております。また、直営診療施設勘定におきまして、内海病院の医師住宅部分が増額となりまして、町支出金差し引き合計3,739万6千円の増額補正をいたしまして、合計5,800万7千円

とするものです。以上、歳出は1,341万9千円の減額補正といたしまして、歳出合計22億6,250万8千円といたします。

次に、歳入のページでございますが、補正予算説明書の29ページをお開きください。

3款の国庫支出金でございます。補正額2,012万1千円の減額補正で、計5億9,046万2千円としております。歳出でもご説明申し上げましたが、一般被保険者数の現状に増して療養給付費が当初見込みより減となることから1,611万3千円の減となっております。また、高額医療費共同事業負担金につきましては、国の負担分4分の1の19万3千円を増額補正しております。

また、3目の特定健康診査等負担金は受診者の減によりまして123万円の減といたしております。

2項の国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、療養給付費が当初見込み減のため315万2千円の減額としております。

4目では、歳出でも先ほど申し上げました70歳から74歳の患者負担の凍結に伴う経費補助として、高齢者医療制度円滑運営補助金が18万2千円交付されることになっております。以上、国庫支出金の合計では2,012万1千円の減額補正となっております。

4款の県支出金でございます。1項1目の高額医療費共同事業負担金では、県の負担分4分の1の19万3千円を増額、2目の特定健康診査等負担金は、受診者の減により123万1千円の減、2項の県補助金、1目の財政調整交付金では療養給付費の見直しによりまして331万7千円の減、特定健康診査実施計画の見直しのための医療費分析の補助金で5万4千円の増となっております。県支出金合計では430万1千円の減で8,744万3千円としております。

7款の共同事業交付金でございます。共同事業拠出金といたしまして、拠出額の2分の1の38万7千円を増額、合計2億7,256万5千円といたします。

9款繰入金は、一般会計繰入金では適用適正化事業で23万1千円の増額。

10款の繰越金は、被保険者数の減により療養給付費の減が2,156万5千円、特定健診受診者の減によりまして229万5千円の減、また平成21年度の精算によります療養給付費等負担金、出産育児一時補助金等で、償還費用が3,424万5千円の増と、差し引き1,038万5千円の増額補正としております。以上、歳入は1,341万9千円の減額によりまして、歳入合計22億6,250万8千円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第26号平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第26号平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案集の10ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ3万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万9千円と定めるものでございます。

それでは、補正予算説明書の41ページをお願いします。

歳入の補正でございますが、老人保健事業特別会計は平成22年度で廃止されるため、平成22年度の老人保健事業特別会計に入っております収入を町に戻し返還するものでございます。

5款の繰越金ですが、昨年5月補正で11万8千円を繰り越しいたしましたが、実際の繰越額が12万7千円だったため、差額の9千円について補正をするものです。

6款の諸収入につきましては、平成22年度の国保連合会支払基金等への返還分につきまして、老人保健事業特別会計がなくなるため、一旦一般会計に繰り入れをいたしまして、平成23年度に一般会計から国保連支払基金等に返還するもので2万9千円を補正しております。

次に、歳出の補正でございます。

補正予算説明書の43ページをお開きください。

3款諸支出金では、先ほど歳入でご説明申し上げました国保連支払基金等に返還するものが2万9千円、それから繰越金の町への戻し分9千円の計3万8千円を計上しております。以上、歳入歳出補正額は3万8千円の増額補正で、歳入歳出合計額を56万9千円とするものでございます。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第27号平成22年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第27号平成22年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案集の12ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ388万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億486万円と定めるものでございます。

補正内容につきましては、補正予算説明書により説明をいたします。説明書の49ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款繰入金でございます。低所得者や被用者保険であった人に対しましては、保険料の軽減措置が行われ、この軽減分につきまして町4分の1、県4分の3の公費による保険基盤安定制度が補てんされますが、この費用につきまして一般会計から一旦後期高齢者医療事業会計に繰り入れを行い、この会計から後期高齢者医療広

域連合に納付金として納めるもので388万8千円を繰り入れしております。

次に、歳出でございますが、説明書の51ページをお開きください。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、先ほど歳入でもご説明申し上げましたとおり、保険基盤安定制度による保険料軽減分につきまして、低所得者等の軽減者数が当初見込みより増加いたしましたことから、388万8千円の増額補正を行うものです。以上、歳入歳出補正額は388万8千円の増額補正で、歳入歳出合計額3億486万円とするものであります。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第28号平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第28号平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案集の14ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,397万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,348万3千円と定めるものでございます。

それでは、補正予算説明書57ページをお開きください。

歳入のほうから説明を申し上げます。

サービスに応じまして負担割合が決まっておりますので、介護給付費の伸びに伴い国県支払基金等の負担金、交付金も増額となっております。

まず、3款の国庫支出金でございます。介護給付費が1,026万円の増、調整交付金が

314万9千円の増、地域支援事業交付金は142万8千円の減により、差し引き1,198万1千円の増となり、合計3億8,763万5千円といたします。これは、決算見込みにおきまして、主に訪問介護、訪問看護、通所介護などの利用者の増によりまして、介護給付費が増額となったことから増額補正をするものでございます。

4款の支払基金交付金でございます。国庫負担金と同じく、決算見込みによりまして1,009万5千円の増で、合計4億4,964万2千円といたします。

5款県支出金も国庫支出金と同様に算出しました決算見込みにより182万円の増額補正、合計2億3,656万4千円とするものでございます。

7款の繰入金でございます。介護給付費の伸びによりまして、介護給付費繰入金は伸びておりますが、地域支援事業の見学とか介護給付費準備基金がことしは少なくて済むことなどから、差し引き957万9千円の減額補正とし、合計2億3,007万2千円としております。

8款の繰越金でございます。21年度の剰余金を1,965万5千円繰り越しをいたしまして、合計2,645万4千円といたします。

10ページになりますが、以上歳入は3,397万2千円の増額補正とし、歳入合計を15億6,348万3千円とするものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

補正予算説明書の61ページをお開きください。

1款の総務費でございますが、広域で行っております認定審査会費につきまして30万2千円の増額補正でございます。これは、主に産休によります臨時職員の人件費の増によるものです。

2款の保険給付費ですが、認定者数の増加、それからデイサービス、訪問介護、訪問看護などの利用者が増加したことから、決算見込みにより介護給付費を3,936万4千円増額補正をいたしまして、合計14億8,993万6千円とするものでございます。

1款1目の居宅サービス費でございますが、(1)の居宅介護サービス給付費では、増の原因といたしましては訪問介護、訪問看護では高齢者専用賃貸住宅の増によりますもの。また、通所介護では、事業所の通所定員の増、それからデイサービス実施日の増などによるものと考えられます。(3)の地域密着型介護サービス給付費は、当初見込みより利用者が少なかったことから減としております。(7)の居宅介護サービス計画給付費、ケアプランにつきましては、(1)によりまして利用者が増加したことによりケアプランの作成費も増加しております。

2目の施設サービス給付費でございますが、特別養護老人ホームの増床がおくれていることから、利用者の減となっております。

2項の介護予防サービス等諸費につきましては、当初見込みより利用者が若干少なかったことから減としております。

3項の高額介護サービス等費、4項の高額医療合算介護サービス等費、5項の特定入所者サービス等費につきましては、介護報酬のアップとかサービス利用の増に伴いまして、介護サービス給付費は増加いたしましたものの、利用者の負担限度額は据え置きであるために、高額等でお返す金額は増えてきたためと思われまます。

3款の地域支援事業費は、特定高齢者施策事業において生活機能評価の受診者数が少なかったことと、運動機能向上事業などの参加者が少なくなったことなどによりまして571万4千円の減額補正をし、3,685万3千円としております。以上、歳出補正額は3,397万2千円の増額補正といたしまして、歳入歳出合計額を15億6,348万3千円とするものでございます。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第29号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第29号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の16ページをお願いします。

議案第29号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）であります。第2条

につきましては収益的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入は第1款病院事業収益、第1項医業収益の既決予定額24億4,373万8千円に補正予定額748万3千円を加え24億5,122万1千円に、第2項医業外収益の既決予定額2億8,927万円に補正予定額5,214万6千円を加え3億4,141万6千円に補正しようとするものであります。

支出につきましては、第1款病院事業費用、第1項医業費用の既決予定額27億7,421万7千円に補正予定額180万円を加えまして27億7,601万7千円に補正しようとするものであります。

第3条につきましては、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入は第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額1億9,662万4千円に補正予定額319万3千円を加えまして1億9,981万7千円に、第2項企業債の既決予定額1億2,760万円に、補正予定額80万円を加えまして1億2,840万円に、第3項補助金の既決予定額1,575万1千円に補正予定額9万9千円を加えまして1,585万円に補正しようとするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額1億6,831万2千円に、補正予定額851万円を加えまして1億7,682万2千円に補正しようとするものであります。

ページの中ほどですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,206万円を1億2,647万8千円に、損益勘定留保資金等1億2,206万円を1億2,647万8千円に改めようとするものであります。

次のページ、17ページをお願いします。

第4条につきましては、企業債の借入額の決定により限度額を規定の1億1,200万円から、表にありますように1,640万円増額しまして、1億2,840万円に改めようとするものであります。

第5条につきましては、重要な試算の取得としまして表の下の2行の乳房エックス線撮影装置、病児・病後児保育室を追加しようとするものであります。

続きまして、内容につきましては、補正予算説明書の最後のページ、66ページをお願いします。

補正予算実施計画の収益的収入、第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益の補正予定額748万3千円につきましては、普通交付税の増額、1病床単価が10万7千円増額になったことに伴う一般会計負担金の増額部分のうち、医療費用に係る分を受け入れをしようとするものであります。

第2項医業外収益、2目補助金ですが、備考欄の新人看護職員研修事業補助金15万6千

円につきましては、国庫補助事業でございまして、補助率は2分の1でございます。既に予算措置済みの研修費に充当しますので、支出の補正はございません。

下の医療職員等研修研究等支援事業570万円、専門医師派遣推進事業補助金600万円、医師処遇改善事業補助金630万円につきましては、一般会計のほうでも説明がございましたが、平成22年度に新たに設けられた過疎対策事業債がソフト事業へも充当できることになりまして、研修旅費、専門医の非常勤医師報酬や手術手当等の経費について、一般会計で起債を借り入れしまして、病院事業に補助金として支出されるものでございます。この補助金につきましては、支出の一番下の行の6目研究研修医師の補正予定額180万円と予算措置済みの経費に充当することを予定しております。

収入の一番の3目他会計負担金交付金、一般会計負担金の補正予定額3,399万円につきましては、普通交付税増額分につきましては、医業収益に充当した残部分と特別交付税で、これも一般会計のほうで説明がありましたが、今年度初めて算定されることになりました感染症病棟4床分を繰り入れするものでございます。

下の資本的収入及び支出の収入のところでございますが、1款資本的収入、第1項負担金、第1目他会計負担金の補正予定額319万3千円につきましては、備考欄の上の国保会計負担金が325万5千円増加しておりますが、補助基準面積が増加したことに伴う増額、下の一般会計負担金6万2千円の減額につきましては、元金償還金額の確定に伴い減額となるものでございます。

第2項企業債、第1目企業債の補正予定額80万円の増額につきましては、施設整備事業の借入額の確定。

第3項補助金、第1目補助金の補正予定額9万9千円につきましては、備考欄にありますように新人看護職員研修事業補助金でございまして、研修用備品の購入経費に対する国庫補助金でございまして、補助率は2分の1でございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費の補正予定額380万円の減額につきましては、医療機器器具の購入品目の確定によるものでございます。

下の第2目施設整備費1,231万円の増額につきましては、医師住宅建設事業費の増に伴うものでございます。以上、簡単でございますがご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 最後に言われた医師住宅の建設の増の金額が大きいように思うんですけど、この中身をお知らせください。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 鍋谷議員のご質問で、一番金額が増加しましたのはくい打ち、基本設計の段階では予定してなかったんですが、地盤が悪いということでくい打ち8本で設計金額で約708万円の増額と、これが一番大きな増加の原因。それと、当初世帯を4戸で予定しておったんですが、世帯を2戸にし、単身者用を4戸、戸数の2戸増となったということも増加の原因でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第11及び日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第11及び日程第12を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会

中の継続調査に付すことに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成23年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員